最終更新日：2016年9月2日

日本コンセプト株式会社
代表取締役社長 松元　孝義
問合せ先：03-3507-8812
証券コード：9386
http://www.n-concept.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、株主価値の最大化により株主の期待に応えるとともに、顧客、従業員、取引先、地域社会から信頼される企業として企業価値の最大化を目指しております。そのために健全で透明性が高く効率的な経営及び組織体制を整備していくことを、コーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本方針としております。
なお当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの諸原則を踏まえ、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んでおり、その基本的な考え方・方針等を明らかにするため、コーポレート・ガバナンス・ガイドラインを制定しております。
本ガイドラインに定める事項の実践を通じて、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるとともに、社会的責任及び公共的使命を十分認識し、健全で持続的な成長が可能な企業を目指してまいります。
また、当社は東京証券取引所JASDAQ市場に上場しておりますが、情報開示の充実を図るため、コーポレート・ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由およびコーポレート・ガバナンス・コードの各原則に基づく開示への対応状況を以下のとおり開示致します。

当社コーポレート・ガバナンス・ガイドライン
URL：http://www.n-concept.co.jp/ir/index.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則はすべて実施しております。
補充原則については本報告書提出日時点で一部実施していないものがあることから、その理由を以下のとおり開示致します。

【補充原則１－２－４】　株主総会における権利行使
当社は現在、現状の株主構成等から議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等の必要性は乏しいものと判断しております。今後の株主構成の動向等を注視し、必要に応じて検討する所存であります。

【補充原則４－２－１】　中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定
当社は現在ガバナンスを重視し、収益偏重を回避するとの観点より、取締役に対して業績に連動するインセンティブ制度は設けておりません。今後、必要に応じて検討する所存であります。

【補充原則４－１１－３】 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示
当社は平成28年３月30日開催の定時株主総会の承認を得て監査等委員会設置会社に移行しましたので、今後機関設計変更後の取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果概要を開示する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４】　いわゆる政策保有株式
当社は、相手方との関係・提携強化を図る目的で、政策保有株式を保有する場合には、毎期その保有の合理性を検証するとともに、その議決権行使に関しては当社の長期安定的な企業価値向上の観点から判断を行います。なお、現在該当する株式はございません。

【原則１－７】　関連当事者間の取引
当社は、「取締役会規程」において、取締役の競業取引及び利益相反取引の承認について、取締役会で決議を要する事項と規定しております。
また、同規程において、取締役会の決議について特別の利害を有する取締役は決議に参加することができないこと、競業取引または利益相反取引を行った取締役は、その取引につき重要な事実を取締役会に報告することと定めております。

【原則３－１】　情報開示の充実
当社は、財務情報や非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報提供にも主体的に取り組み、正確で利用者にとってわかりやすく、有用性の高いものとなるよう努めます。

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
経営理念や中期経営計画等を当社ホームページにて開示しております。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本コードのそれぞれの原則を踏まえて、コーポレート・ガバナンス・ガイドラインを策定し、当社ホームページにて開示しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
後述「取締役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役(監査等委員であるものを除く)・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役(監査等委員であるものを除く)及び監査等委員候補の指名にあたっては、その職務と責任を全うするのに十分な知識及び経験、並びに高い見識を有すると認められる者を指名する方針としております。
取締役(監査等委員であるものを除く)候補の指名にあたっては、代表取締役が、当社業務や国際物流に関する十分な経験・知識、会計、税務、法務等に関する専門的知識と経験、高い経営判断能力や業務遂行力、また、人格、見識など、総合的な観点に基づいて作成した取締役(監査等委員であるものを除く)候補の人事案をもとに、取締役会において取締役(監査等委員であるものを除く)の選任議案を決議することとしております。
監査等委員候補の指名にあたっては、代表取締役が、金融、財務・会計、企業経営等に関する経験・知識、また、人格、見識など、総合的な観点に基づいて作成し、監査等委員会の同意を得た監査等委員候補の人事案をもとに、取締役会において監査等委員の選任議案を決議しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役(監査等委員であるものを除く)・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役(監査等委員であるものを除く)及び監査等委員の氏名・経歴等については、株主総会参考書類に記載しております。また監査等委員については、個々の選任理由を株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則４－１－１】 経営陣に対する委任の範囲
取締役会は、「取締役会規程」に定める以下の取締役会の付議事項を決定しております。これらの付議事項を除く業務執行の決定については、業務の効率化を図るために、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、各職階の権限及び責任を明確化したうえで、業務執行担当者に適切に委任しております。
（1）株主総会に関する事項

（2）取締役に関する事項

（3）決算に関する事項

（4）株式に関する事項

（5）組織及び人事に関する事項

（6）重要な業務執行に関する事項

（7）内部統制システムの整備に関する事項

（8）その他法令または定款に定められた事項

【原則４－８】 独立社外取締役の有効な活用
当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するという役割・責務を果たすことができ、また、人格、識見に優れ、かつ広い見識を保有し、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たす3名の独立社外取締役を選任しております。

【原則４－９】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、独立社外取締役の選任にあたり、その独立性を担保するため、「社外取締役の独立性に関する基準」を制定し、本独立性基準に抵触しない社外取締役の確保に努めております。（基準の内容につきましては、後述「その他独立役員に関する事項」をご参照ください。）

【補充原則４－１１－１】 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方
その職務と責任を全うできるだけの十分な知識及び経験、並びに高い見識を有すると認められる取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員により、多様性と適正規模を両立する形で、取締役会を構成しております。

【補充原則４－１１－２】 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況
取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員は、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を確保し、職務を遂行しております。
なお、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員の兼任状況は、有価証券報告書に記載しております

【補充原則４－１１－３】 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示
上述の「各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

【補充原則４－１４－２】 取締役（監査等委員であるものを除く）・監査等委員のトレーニングの方針
当社の取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員の支援体制及びトレーニング方針を、以下のとおりとしております。
（1）当社は、取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員がその役割や責務を実効的に果たすために必要十分な社内体制を整備する。

（2）当社は、社外取締役と社内の情報を十分に共有する体制を構築する。

（3）当社は、取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員がその役割や責務を実効的に果たすために必要な費用を負担する。

（4）当社は、社外取締役が、業務執行役員や他の非業務執行役員との間で定期的に会合を開くなど、役員相互での情報共有、意見交換を充実させるための環境を整備する。

（5）新任者をはじめとする取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員は、期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるとともに、異業種交流など人的ネットワークの構築も自ら進んで行う。

（6）当社は、取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員に対し、就任時および就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供するなど、求められる役割を果たすために必要な情報や知識習得の機会を提供し、その費用を負担する。

（7）当社は、社外取締役に対し、当社の経営理念、企業文化への理解を促すとともに、経営環境等について継続的に情報提供を行う。

【原則５－１】 株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主との建設的な対話に関する方針を以下のとおり定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主・投資家（以下「株主等」という。）との建設的な対話を行い、自らの経営方針を株主等にわかりやすく明確に説明し、その理解を得るよう努めております。

(1)当社は、担当取締役など経営陣幹部の下、総務・IR・財務経理等の担当部門が連携して、株主等との対話を充実させるための体制を構築する。

(2)株主等からの面談の申し込みに対しては、株主等の希望のほか、面談の目的及び主な関心事項等も踏まえ、適切な対応方法を検討する。

(3)個別面談のほか、経営戦略や事業内容に対する理解を得るため、機関投資家説明会や個人投資家説明会、スモールミーティング等、適切なIR 活動に取り組むよう努めるほか、ホームページやその他の開示資料等による情報発信の強化に努める。

(4)株主等の意見・要望等のうち、重要な事項については、適宜取締役会へフィードバックし、経営課題を共有するとともに、経営の改善に役立てる。

(5)インサイダー情報（未公表の重要事実）の取扱いには特に留意し、株主間で情報格差が生じないよう万全を期すこととし、決算（四半期決算含む）期日の翌日から決算発表日までは「沈黙期間」として、面談や電話交信をはじめとする対話の申し込みを制限する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）

松元　孝義	4,237,100	32.35
山中　康利	2,633,600	20.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	661,200	5.05
有限会社エスアンドアール	600,000	4.58
大田　宜明	330,000	2.52
蓮見　正純	300,000	2.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	300,000	2.29
株式会社三井住友銀行	300,000	2.29
有限会社エムアンドエム	300,000	2.29
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	252,200	1.93

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	12 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
有賀　隆之	弁護士											
相浦　義則	税理士								△			
関　常芳	公認会計士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有賀　隆之	○	○	―――	有賀隆之氏は弁護士であり、法務の専門家としての見地から当社の経営状態を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、社外取締役といたしました。同氏は独立役員の属性情報の各項目に該当しておらず、また当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたします。
相浦　義則	○	○	平成25年7月まで当社の税務コンサルタントである青空税理士法人に所属しておりましたが、既に同法人を退所、独立しており、同法人の影響を受ける立場ではありません。また、当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、同氏の独立性は十分確保されていると判断しております。	相浦義則氏は税理士であり、税務の専門家としての見地から当社の経営状態を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、社外取締役といたしました。同氏は独立役員の属性情報の項目に過去に該当しておりましたが、現在は左記のとおり独立性は十分確保されており、また当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたします。
関　常芳	○	○	平成26年7月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属しておりましたが、既に同法人を退所、独立しており、同法人の影響を受ける立場ではありません。また、当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、同氏の独立性は十分確保されていると判断しております。	関常芳氏は公認会計士であり、監査及び会計の専門家としての見地から当社の経営状態を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、社外取締役といたしました。同氏は独立役員の属性情報の項目に過去に該当しておりましたが、現在は左記のとおり独立性は十分確保されており、また当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたします。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、管理部企画管理グループが担当部署として必要に応じて当該監査等委員と協議のうえ、監査等委員の職務を補助する使用人として適切な人材を選任し、配置することとしております。
監査等委員の職務を補助する使用人は、監査等委員会から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して監査等委員である取締役以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとしております。
また、監査等委員に関する報告を理由とした当該使用人への不利な取扱いを禁止し、その旨の周知徹底を図っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は、互いに面識を持ち十分な情報交換を行っており、相互に連絡を取りながら効果的な監査の実施を行う体制にあります。
監査等委員は、会計監査人との間で、監査上の必要な事項について情報提供と意見交換を随時行っております。また監査等委員は、日常の業務監査で知りえた情報を会計監査人に伝える一方、会計監査人から会計監査で得た情報の提供を受けることで、それぞれの監査品質と監査効率の向上に役立てております。
監査等委員は、内部監査担当責任者から監査計画や監査結果について定期的に報告を受け、重要な問題があるときは都度報告を受けております。また監査結果の適切性を確認の上、監査等委員会監査に実効的に活用するなど、内部監査担当責任者との緊密な連携を保っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役全てを独立役員に指定しております。
また、当社は、適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えております。なお、社外取締役の独立性の基準を明らかにすることを目的として、社外取締役の独立性に関する基準を以下のとおり制定しております。
同基準については、監査等委員会からも同意の表明を受けております。

＜社外取締役の独立性に関する基準＞

社外取締役(その候補者も含む。以下同様)が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

a.当社(グループ)を主要な取引先とする者
b.当社(グループ)を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
c.当社(グループ)の主要な取引先である者
d.当社(グループ)の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
e.当社(グループ)から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
f.当社(グループ)から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
g.当社の10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
h.当社(グループ)が10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
i.当社(グループ)から一定額を超える寄付又は助成を受けている者
j.当社(グループ)から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
k.当社(グループ)の業務執行取締役、常勤監査等委員(常勤監査等委員を選定している場合に限る)が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
l.上記a～kに直近事業年度において該当していた者
m.当社又は当社グループの取締役、若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族

(注)1 本独立性基準において、「グループ」とは当社の連結子会社をいう。
2 本独立性基準a及びbにおいて、「当社を主要な取引先とする者(又は会社)」とは、「直近事業年度におけるその者(又は会社)の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者(又は会社)」をいう。
3 本独立性基準c及びdにおいて、「当社の主要な取引先である者(又は会社)」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者(又は会社)、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者(又は会社)」をいう。
4 本独立性基準e、f、i及びjにおいて、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は現在ガバナンスを重視し、収益偏重を回避するとの観点より、取締役に対して業績に連動するインセンティブ制度は設けておりません。今後、必要に応じて検討する所存であります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、個別報酬の開示はしておりません。
なお、当社取締役及び監査等委員の報酬は、それぞれ総額により開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

経営陣の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する実績と期待値に基づいた役割と責務に相応しい水準となるように配慮して決定しており、中長期的な業績と連動する報酬の割合やストックオプションに係る報酬の実施等について、今後適宜検討することとしております。
なお、取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員の報酬の決定については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役（監査等委員であるものを除く）については業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し取締役会の決議によって、また、監査等委員については職務内容等を総合的に勘案し監査等委員会の協議によって、それぞれ決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、管理部企画管理グループが担当部署として必要に応じて当該社外取締役と協議のうえ、社外取締役の職務を補助する使用人として適切な人材を選任し、配置することとしております。
社外取締役が取締役会に確実に参加できるよう、定例取締役会の年間スケジュールを可能な範囲で予め決定しております。
また、取締役会において、取締役が十分な意見、指摘および質問が行うことができるように、取締役会の議案および報告事項については、資料の送付または説明を事前準備に要する期間に配慮して行うよう努めております。また、取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から社外取締役に対して十分な情報が提供されるようにしております。
取締役会の議題、審議時間および開催頻度は、重要な業務執行の決定および職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会
当社の取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く）5名及び監査等委員4名の計9名で構成されております。監査等委員4名のうち3名が社外取締役であり、監査等委員会設置会社への移行に伴って、社外取締役によるガバナンス強化と経営全般への助言を目的として新たに選任されたものであります。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて開催する臨時取締役会において、全取締役により経営の基本方針や経営上の重要事項の決定を行うとともに、社内と社外の観点から業務執行の状況を逐次監督する体制としております。監査等委員は、取締役会においては業務執行取締役の職務執行状況等について必要に応じて質問を行い、意見を述べ、適切に監督を行っております。監査等委員会設置会社への移行に際して、取締役を2名（うち1名は監査等委員である社外取締役）増員しております。
なお、社外取締役3名と当社との間において、資本や取引等の特別の利害関係はありません。
また当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

2. 監査等委員会
当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴って、新たに3名の社外取締役を選任しております。監査等委員会は、この3名の社外取締役を含む、4名の監査等委員で構成しております。なお監査等委員4名のうち3名については、公認会計士、税理士、弁護士であり、財務・会計・税務・法務に関する専門的な知見をそれぞれ有しております。監査等委員はそれぞれ独自の知見や専門的知識に基づいて、取締役会の運営や、取締役（監査等委員であるものを除く）の業務執行等について監視、監督とコーポレート・ガバナンスの徹底を図るべく機能しております。
具体的には、監査等委員は、計算書類等の監査に加え計画的に会計及び業務に係る個々の監査を行い、また重要書類等を閲覧するとともに取締役会等の重要会議に出席し、さらには監査法人や内部監査担当責任者等と意見交換を行うことで、取締役（監査等委員であるものを除く）の業務執行の状況を監査する体制としております。

3. 内部監査
当社グループの内部監査は、財務経理部門の管理職（1名）を社長直属の内部監査担当責任者とし、内部監査の年間計画に基づき、監査対象部門に所属せずかつ対象部門に関する知識や経験を有する者を適宜内部監査担当者に任命のうえ実施しており、原則最低年1回はグループ会社を含めた各部門を監査し、その結果を業務改善に反映させております。
具体的には、各部門の業務が経営方針、社内規程及び手続き、並びに関係法令などに準拠して行われているかどうかに重点を置き内部監査を実施し、監査結果は社長及び監査等委員会に報告され、被監査部門にフィードバックされます。
その後、被監査部門は社長宛に監査指摘事項に関する改善状況について報告を行い、対応が完了するまで内部監査担当責任者及び内部監査担当者が継続的に改善状況をモニタリングすることで、内部監査の実効性を担保しております。

4. 会計監査
当社グループの会計監査につきましては、会社法に基づく会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。同法人には、金融商品取引法に基づき経営者が作成する内部統制報告書の監査も委嘱しております。監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下の通りです。

業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　向 眞生
指定有限責任社員　業務執行社員　鎌田 竜彦
（注）継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 3名　その他 3名
（注）その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社制度をを採用しております。
取締役会の監督機能強化によるコーポレートガバナンス体制の一層の充実という観点から、自ら業務執行しない社外取締役の機能を活用することで、経営の基本方針や経営上の重要事項について迅速で適確な決定を行うとともに、社内と社外の両方の観点から業務執行の状況を逐次監督する体制とすることで、中長期的な企業価値の向上を図るものであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知の発送については、早期発送の実現に努めていく方針としております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会に一人でも多くの株主が出席できるように、開催日の設定を考慮していく方針としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2012年10月の上場以降、半期に1回以上のペースで開催してまいりました。 今後も同程度のペースで定期的に開催する予定であります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算及び年度決算開示後にアナリスト・機関投資家向けの定期的な決算説明会を開催する方針としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に「株主・投資家の皆様へ」のページを作成し、決算短信等の適時開示資料をはじめとした各種資料を掲載しております。 URL: http://www.n-concept.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部を主担当部署とし、IRに関する対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「公共性・信頼性・国際性を備え、社会に誇り得る会社となることを目指します。」とのグループ理念と「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。」との行動規範に基づき、情報開示ならびにコミュニケーション活動を積極的に展開しております。 情報開示に関しては、お客様、お取引先、株主・投資家、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様をはじめとして、広く社会全体に、企業情報を公正、公平、正確に、かつ適時的確に情報開示することに努めております。 コミュニケーション活動に関しては、ステークホルダーや広く社会との双方向のコミュニケーションに努めることで、信頼関係を築きながら、当社に対する理解を促進し、ブランド力の向上と企業価値の増大を目指しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムを整備し、事業環境の変化に応じながら継続的にその内容を充実させていくことが重要であると認識しており、金融商品取引法により求められている財務報告に係る内部統制の評価の対象となる体制を整備するとともに、その運用を適切に行って参りました。
当社は、業務の適正を確保するための体制を構築するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

（2）当社グループの企業行動規範をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、当社グループの取締役及び使用人が法令・定款を遵守した行動をとるための規範とする。

（3）内部監査を担当する部署は、当社グループの法令遵守の状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

（4）法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行える手段として内部通報制度を設置・運営する。人事総務担当部長はかかる通報の直接受付機能を果たすこととする。この場合、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。重要な通報については、情報を受け付けたものは、その内容と会社の対処状況、対処結果について、取締役会に開示し、周知徹底する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）業務執行に係るリスクを認識・評価し適切なリスク対応を行うため、リスク管理規程を定めリスク対策委員会にて全社的なリスク管理体制の整備・構築を行う。

（2）リスク対策委員会は、担当部門の責任者より各部門に内在するリスク管理の状況について報告を受け、全社的なリスク管理の進捗状況についての管理を行う。

（3）内部監査を担当する部署は、各部門のリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）定時取締役会を毎月１回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。また、随時発生する課題に対処するため、適時、臨時取締役会を開催する。

（2）取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

（3）当社グループの中期経営計画と年次計画を策定し、取締役会への業績報告等を通じて、取締役会がその実行・実績の管理を行う。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
（1）リスク管理規程により、当社グループにおける業務の適正を確保する。

（2）リスク対策委員会がグループ全体のコンプライアンス・リスクを統括・推進する体制とする。

（3）内部監査を担当する部署は、当社グループの連結経営に対応して当社グループ全体の監査を実効的かつ適正に行う体制を構築する。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査を担当する部署が必要に応じて監査等委員と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人として適切な人材を選任し、配置する。

7．監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助するために選任された使用人は、取締役及び部門長等の指揮・命令を受けないものとし、その独立性を確保する。

8．取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
（1）当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告をするものとする。

（2）監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求め、書類の提示を求めることができるものとする。

（3）前2項に基づき監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

9．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査等委員会は監査の実施にあたり、会計監査人及び内部監査を担当する部署と緊密な連携を保ちながら監査の実効性を確保する。

（2）監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制
（1）金融商品取引法その他の関係法令に基づき、当社グループの適正な会計処理を行い財務報告の信頼性を確保するため、関連諸規程類を整備すると共に内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

（2）当社の各部門及び当社グループ各社は自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、モニタリング等により、財務報告の適正性の確保に努める。

11．反社会的勢力排除に向けた体制
当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引もおこなわず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合には、警察及び顧問弁護士との連携を図り組織的に対応する。

当社は上記の基本方針に基づき、以下の体制を整備し、運用しております。
業績につきましては、中期経営計画を策定し、その年度計画に従い各部門が具体的な年度目標や月次計画を策定しており、これに基づいて月次、四半期での計画対実績を管理し、取締役会に報告する体制としております。また、月１回開催される取締役会では、重要案件について検討し、指示・決定を行っております。この取締役会には監査等委員である取締役も毎回出席し、取締役の業務執行を監視する体制としております。
コンプライアンス及びリスク管理につきましては、関連する社内規程に従って各部門が自律的に取り組むことを基本としており、コンプライアンス違反を含むリスク発生の未然防止及び発生した場合の的確な対応を担う体制としております。なお全社的なコンプライアンス遵守状況については、コンプライアンス委員会が、リスク管理状況についてはリスク対策委員会が半期ごとにチェックする体制としております。
内部監査体制につきましては、他部門から独立した内部監査担当責任者を任命しております。これにより、適正な業務執行や財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、内部監査担当責任者による監査活動を通じてその整備及び運用の状況を評価することで、内部統制システム

の強化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営理念のひとつに「わたしたちは、公共性・信頼性・国際性を備え、社会に誇り得る会社となることを目指します。」と掲げており、反社会的勢力に対する当社の基本方針を「反社会的勢力対策規程」に定めております。

また、管理部長を責任者とし、管理部企画管理グループをメンバーとして対応する社内体制を構築するとともに、反社会的勢力との取引を回避するための手続として「スクリーニング実施要領」と「反社会勢力への対処要領」を定めております。これらの規程に従って、新たに取引をする相手先や既存の協力企業、物品購入先、顧客企業等を対象として、スクリーニング（反社会的勢力チェック）を実施することによって、反社会的勢力との取引の未然防止と排除を社内に徹底しております。

具体的な手順としては、外部調査機関から対象先企業の資料を入手したり、対象先のインターネットホームページや会社要項、決算書等より対象先が実在の企業であり、資料に矛盾がないことを先ず確認します。その後、取引部署担当者が対象先との面談、対象先事務所の訪問等を行い、対象先の素性、風評、感触及び担当者訪問時の面談内容と事務所の状況等を確認したうえで、反社会的勢力か否かについて企画総務チームが一次判定することとなっております。これによっても一次判定が不能と判断される場合は、外部調査機関に追加調査を依頼したり、企画総務チームが取引部署担当者と共に対象先担当者と面談したり、対象先事務所を直接訪問する等により一次判定します。その後、一次判定された資料に基づいて、管理部長が最終判定をすることとしています。

なお、取引先との取引基本契約書には、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。また既存先については、原則年１回、スクリーニングの一括見直しを実施しております。

反社会的勢力と判定された先については、「反社会的勢力への対処要領」に基づき、顧問弁護士にアドバイスを受けたうえで、対処することにしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】

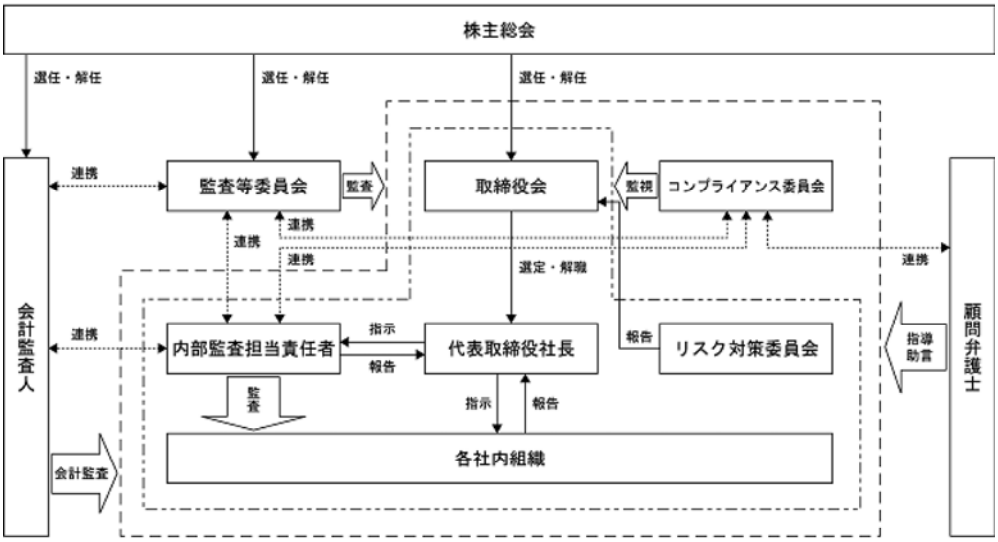

【適時開示体制の概要（模式図）】

